

第2 需給見通し編

I 平成18/19年(18年7月から19年6月までの1年間)の需要実績

平成18/19年の全国ベースの需要実績は、19年7月に策定した米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において、19年6月末の在庫調査速報値（19年5月末在庫数量から6月の出荷・販売見込数量を差し引いて策定）を基に、速報値として837万トンと算定したところです。

その後、地方農政事務所等による在庫の確定調査の結果、18/19年の需要実績の確定値は表Iのとおり837万トンとなりました。

なお、18/19年の都道府県産米の需要実績（確定値）は、参考統計表36ページのとおりです。

表I 平成18/19年の需要実績(確定値)

18/19年の需要実績の算出				
(単位：千トン)				
① 民間流通米の需要実績	=	18年6月末在庫		
		1,819		
	+	水稻収穫量	加工用米	
		8,546	149	
	-	政府買入数量	19年6月末在庫	
		254	1,835	
	=	8,127		
② 政府米の需要実績	=	18年7月から19年6月までの主食用の販売数量		
		247		
③ 18/19年需要実績 (①+②)	=	民間流通米需要実績	政府米需要実績	
		8,127	247	
	=	8,375	(8,374.8)	

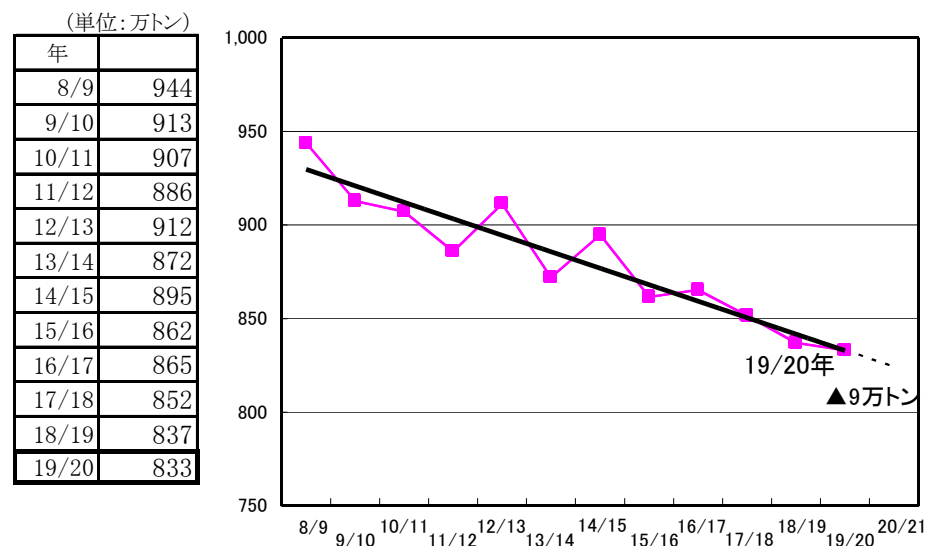
注：ラウンドの関係で計と内訳が合わない場合がある。

Ⅱ 全国ベースの平成19/20年(19年7月から20年6月までの1年間)及び平成20/21年(20年7月から21年6月までの1年間)の需要見通し

全国ベースの需要見通しについては、平成18/19年の需要実績(確定値)の結果を踏まえ、平成8/9年(8年7月から9年6月までの1年間)以降の全国の需要実績を用いてトレンド(回帰式)により算出すると、その算定結果は図Ⅱのとおり、平成19/20年の需要量は833万トンとなります。

また、平成20/21年の需要量は、年平均の需要減少量が9万トン程度であり、さらに近年の需要見通しと需要実績を比較した場合、±5万トン程度変動する可能性がある(表Ⅱ-1)ことを考慮すれば、819万トン(833万トン-9万トン-5万トン)と見通されます(表Ⅱ-2)。

図Ⅱ 平成8/9～18/19年の全国の需要実績データによる算出方法



表Ⅱ-1 需要見通しと需要実績との差の推移

(単位:万トン)

	15/16年	16/17年	17/18年	18/19年
需要見通し	870	859	853	844
需要実績	862	865	852	837
差	▲ 8	6	▲ 1	▲ 7

変動幅約5万トン

表Ⅱ-2 平成19/20年及び20/21年の需要見通し

平成19/20年	833万トン
平成20/21年	819万トン

Ⅲ 平成19/20年の需給見通し

平成19/20年の主食用等の需給見通しについては、19年7月に策定した基本指針においては、19年産米の作柄を平年ベースとして策定したところですが、19年10月15日現在の作柄等を踏まえ、表Ⅲのとおり改めます。

1 供給量

- (1) 平成19年6月末の在庫量は、6月末の民間流通在庫量及び政府保有在庫量(確定値)の261万トンです(2ページ参照)。
- (2) 主食用等の生産量は、19年10月15日現在の19年産水稻の予想収穫量871万トン(参考統計表9ページ参照)から、加工用に仕向けられると見込まれる数量17万トンを差し引いた854万トン(1ページ参照)です。
- (3) この結果、19/20年の主食用等の供給量の合計は、1,115万トンとなります。

2 需要量

主食用等需要量は、Ⅱにより算出した833万トンです。

3 政府備蓄米

- (1) 今後の政府の備蓄運営については、米緊急対策を受け、
 - ① 政府米の買入れは、平成20年6月末在庫量を適正備蓄水準(100万トン程度)まで積み増すこととし、34万トンの年内買入れを実施するとともに、
 - ② 政府備蓄米の販売は、本年7月から10月までの販売量と今後の矯正施設等への販売見込量を合わせた11万トンとし、備蓄米の市場への放出は、当面、原則として、抑制することとしました。

- (2) この結果、20年6月末の政府備蓄米の在庫量は、100万トンとなる予定です。
- (3) なお、20年産米の政府買入予定数量は、販売数量と同数とすることを基本とし、50万トンの範囲内とします。

4 平成20年6月末の在庫量

- (1) 以上により、平成20年6月末の在庫量は、民間流通米と政府備蓄米を合わせて282万トンと見通されます。
- (2) なお、20年6月末の在庫量は、19年6月末の在庫量と需要の見通し等を基に算出した見通しであり、今後の販売状況等によって変動する可能性があります。

表Ⅲ 平成19/20年の主食用等の需給見通し

(単位:万トン)			
		全体需給	うち政府備蓄米
19年6月末在庫量	A	261	77
19年産米主食用等生産量	B	854	34
19/20年主食用等供給量計	C=A+B	1,115	111
19/20年主食用等需要量	D	833	11
20年6月末在庫量	E=C-D	282	100

注：当該19/20年の主食用等の需給見通しには、米緊急対策を受け、全農が実施する非主食用(飼料)への処理は考慮していない。

Ⅳ 平成20年産米の都道府県別の需要量に関する情報

1 基本的な考え方

平成20/21年の需要見通しについては、Ⅱのとおり819万トンと見通しているところです。

平成20年産米の都道府県別の需要量に関する情報の算定に当たっては、経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月21日農林水産省省議決定）及び18年11月に策定した基本指針において決定されたルールに即しつつ、公平性の観点にも留意しつつ過剰作付けを解消し、需給バランスが保たれる方向へ誘導するメッセージとなるよう、以下の点にも留意することとします。

なお、20年産米の都道府県別の需要量に関する情報の提供に当たっては、数量情報に加えて、これを面積換算した数値を示すこととします。

（1）過剰作付都道府県

- ① 19年産米の都道府県別の需要量に関する情報を上回る生産分に応じ、該当都道府県の需要見通しから一定量削減する。
- ② ①の削減を行っても19年産米の都道府県別の需要量に関する情報を超える場合は、19年産米の都道府県別の需要量に関する情報を上限とする。

（2）目標達成都道府県

20年産米の都道府県別の需要量に関する情報が19年産米の都道府県別の需要量に関する情報を大きく下回る場合、目標達成都道府県の需要見通しの減少率が全目標達成都道府県の需要見通しの平均減少率となるよう、当該都道府県の需要見通しに加算する。

以上、20/21年の需要見通し819万トンを基礎として、最近の需要見通しと需要実績の乖離の平均値と最大値の差（約4万トン）も踏まえ、20年産米の全国の需要量に関する情報については、815万トン（154万ha）と設定することとします。

2 需要量に関する情報の調整

需給調整の実効性確保を図る観点から、都道府県別の需要量に関する情報について、都道府県の区域を越える調整（以下「都道府県間調整」という。）を実施することとします。

なお、都道府県間調整を推進するため、次のような措置を講じることとします。

- （1）国において都道府県別の需要量に関する情報を算定した直後から都道府県間調整に対する意向を把握する。
- （2）米の生産数量目標を削減して麦・大豆等米以外の作物の生産拡大を行おうとする都道府県に対し、産地づくり交付金の配分等について一定の配慮を行う。